

川崎市血液対策事業推進功労者表彰要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市の血液対策事業の推進について多大な貢献をしたものに対し、その功績を表彰することにより、献血思想の普及、及び献血の組織化を促進し、もって献血意欲の向上を図ることを目的とする。

（表彰対象者）

第2条 この要綱により表彰を受けることができる者は、前年度末において次の各号の一に該当する者とする。

- （1）献血思想の普及に功績があり、他の模範となる個人及び団体
- （2）永年にわたって計画採血に組織的に協力し、他の模範となる献血実績がある団体
- （3）献血受入施設の整備及び提供等に協力し、献血活動の推進に貢献している個人及び団体
- （4）本市血液対策事業推進のため協力し、多大な貢献のあった個人及び団体

2 前項各号に規定する表彰対象者の推薦基準は、別に定めるものとする。

（表彰対象者の推薦）

第3条 医事・薬事課長は、前条の規定に該当する者があると認めるときは、川崎市血液対策事業推進功労者推薦書（第1号様式）に推薦調書（団体）（第2号様式）又は推薦調書（個人）（第3号様式）を添えて市長に推薦するものとする。

（被表彰者の決定）

第4条 市長は、前条の規定による推薦があったときは、次条に規定する川崎市血液対策事業推進功労者選考委員会に諮って被表彰者を決定する。

（選考委員会）

第5条 被表彰者の選考を行うため、川崎市血液対策事業推進功労者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

（1）保健所長

（2）支所長

（3）その他市長が必要と認める者

3 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

4 選考委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

5 選考委員会の庶務は、保健医療政策部医事・薬事課において処理する。

6 選考委員会の運営について必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

（表彰）

第6条 表彰は、毎年1回表彰状を授与して行うものとし副賞を加授することができる。

（再度表彰）

第7条 市長は、被表彰者がさらに同様な功績があったときは、重ねて表彰することができる。

（遺族追賞）

第8条 市長は、被表彰者と決定された者が表彰前に死亡したときは、表彰状等は遺族に対して授与するものとする。

（委任）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和46年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和４８年６月４日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和５５年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成９年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１１年８月５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

川崎市長

健康福祉局保健医療政策部医事・薬事課長

川崎市血液対策事業推進功労者推薦書

次の者は、本市の血液対策事業の推進について功績が顕著でありますので表彰対象者として推薦します。

[illegible]

[illegible]

第 2 号様式

推 薦 調 書 (団 体)

適用条項

第 条第 項第 号

(フリガナ) 団体の名称 表彰状に記載 する団体の名称				
代表者名				
所在地				
組織人員	人			
推薦理由				
過去 5 年におけ る献血実績	年度	献血回数	献血人数	1 回平均献血者数 人
献血関係表彰歴				
備考				

第 3 号様式

推 薦 調 書（個 人）

適用条項

第 条第 項第 号

推薦者

(フリガナ) 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	男 女
住 所		
推薦理由		
献血関係表彰歴		
備考		